

議案第 5 5 号

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則の廃止について

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立城南中学校寄宿舎を廃止するため、北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する規則

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則（昭和 4 3 年北九州市教育委員会規則
第 1 7 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立城南中学校寄宿舎(以下「寄宿舎」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭49教委規則6・平7教委規則7・一部改正)

(名称)

第2条 寄宿舎の名称は、北九州市立ひびき寮とする。

(入舎の資格)

第3条 寄宿舎に入舎できる者は、北九州市小倉北区大字藍島又は大字馬島に保護者が居住する生徒とする。

(平7教委規則7・全改)

(入舎の手続き)

第4条 生徒を入舎させようとする保護者は、入舎願書(第1号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、入舎承認通知書(第2号様式)により保護者に通知する。

(昭49教委規則6・平7教委規則7・一部改正)

(入舎の期間)

第5条 入舎の期間は、当該生徒の義務教育課程の期間とする。

(昭49教委規則6・平7教委規則7・一部改正)

(退舎)

第6条 教育委員会は、生徒が入舎の資格を欠くに至ったときは、退舎を命ずるものとする。

(昭49教委規則6・平7教委規則7・一部改正)

(職員)

第7条 寄宿舎に寮長その他必要な職員をおく。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年1月7日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年4月1日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年9月1日教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の北九州市立幼稚園規則、北九州市立城南中学校及び城野小学校寄宿舎管理規則、北九州市立戸畑商業高等学校学則、北九州市立青少年技能者養成所規則、北九州市立高等理容美容学校規則、北九州市立戸畑高等専修学校学則、北九州市立学校給食会館条例施行規則及び北九州市文化財保護条例施行規則の規定に基づく様式による用紙は、この規則の施行の日以後なお当分の間使用することができる。

付 則(平成7年3月31日教委規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

第1号様式

(昭49教委規則2・昭49教委規則6・昭55教委規則12・平7教委規則7・一部改正)

第1号様式

入 舎 願 書

年 月 日

北九州市教育委員会様

保護者氏名

北九州市立ひびき寮に下記生徒を入舎させたいのでお願いします。

なお、入舎のうえは、北九州市教育委員会の定める規則及び指示を固く守らせることはもちろん、同人の身上に関しての一切の措置について全面的に同意することを誓います。

生 徒	住 所			
	ふ り が な	男 女	年 月 日生	
	氏 名		城南中学校	第 学年
保 護 者	住 所			
	氏 名			
	本 人 と の 関 係			

第2号様式

(昭49教委規則2・昭55教委規則12・平7教委規則7・一部改正)

第2号様式

入 舎 承 認 通 知 書

年 月 日

様

北九州市教育委員会

年 月 日付で願い出のあった北九州市立ひびき寮への下記の者の入舎を承認しましたのでお知らせします。

記

住	所			
氏	名	男 女	年 月 日生	
			城南中学校 第 学年	

城南中学校寄宿舎(北九州市立ひびき寮)の廃止について

1 施設概要

- (1)開 設：昭和43年3月(築 56 年)
- (2)住 所：小倉南区富士見三丁目2番2号(城野小学校の敷地内)
- (3)主な施設：男子寮棟、女子寮棟、食堂、事務室、宿直室(2階建・計911㎡)
男子寮・女子寮ともに、最大6人収容×6部屋あり。令和6年度は、男子寮の1人×3部屋のみ使用。
- (4)用 途：小倉北区藍島及び馬島在住の中学生を対象とした寄宿舎
- (5)令和6年度までの通学校

区 分	指定校	許可校
小学校	小倉中央小学校	—
中学校	城南中学校 (ひびき寮へ入寮)	菊陵中学校 (渡船通学)

※ひびき寮廃止後は、菊陵中学校が指定校となる。(通学区域の変更)

2 ひびき寮廃止(閉寮)の理由

小倉北区大字藍島・大字馬島に保護者が居住する中学生を対象とした寄宿舎である北九州市立ひびき寮については、以下の理由により閉寮するもの。

① 入寮者の不在

令和7年3月をもって寮生は全員退寮しており、令和7年度以降の入寮予定者はいないこと。

② 施設の老朽化

ひびき寮は建築後、50年以上が経過し、外壁や躯体の劣化・損傷が激しく、施設の維持・補修が困難なこと。

③ 島民アンケート等の結果

全世帯を対象にアンケートを実施した結果、回答のうち約8割から「廃止もやむを得ない」との回答を得たこと、また、廃止の検討について、住民説明会や意見聴取の手紙送付、未就学児の保護者への直接連絡などを行ったが、特に反対の意見が寄せられなかったこと。

3 実施日

令和7年4月1日

<参考資料>

① 施設場所



② 施設外観

